

移住者を応援します!

仕事の合間に
荒尾の素敵な景色で
ほっと一息

テレワーク移住で
新しい暮らしのカタチを
手に入れよう!



＼ 移住者対象 ＼

荒尾市
テレワーク
補助金

10万円

ARAO
熊本県荒尾市
CITY

荒尾市役所 ぐらしいきいき課 ふるさと創生係

荒尾市HP▶

〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地

FAX 0968-63-1956 ✉ kurashi@city.arao.lg.jp

☎ 0968-57-7059





荒尾市テレワーク補助金

補助額一律 10万円



補助対象者

令和5年4月1日以降に自分の意思で市内に移住し、移住前の業務を継続して行う、次の全てに該当する者。

- 本市へ5年以上の定住の意思があり、移住前の業務を引き続き5年以上、就業見込みのある者。
- 被雇用者であって週3日以上、テレワーク勤務に従事している者。
- 荒尾市に転入する直前に連続して1年以上、市外の市区町村に住所を有していたこと。
- 補助対象者本人の市税などの滞納がないこと。
- 補助金申請時に、補助対象者本人が本市へ住民票を異動させていること。
- 荒尾市暴力団条例に規定する暴力団または暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- この要綱もしくは類似の公的事業による補助金の交付を受けていないこと。



申請の流れ



提出書類

- 誓約書(様式第2号)
- 戸籍の附票の写し

本市への定住が分かるものと、定住のために市の住民基本台帳に記載された日から数えて過去1年以上市外の市区町村に住所を有していたことがわかるもの

- テレワークを実施していることが分かる証明
様式第3号もしくは同じ内容が具備されている任意の様式
- 市税の滞納がないことを証する書類
- その他、市長が必要と認める書類

申請時期

転入した日から数え、
6カ月を超えた日
から2年以内

提出書類

- 荒尾市テレワーク補助金交付請求書(様式第5号)

様式は市ホームページからダウンロードできます。
詳しくは下記までお問い合わせください。

申請における
注意事項

万が一、偽りの申請など不正な手段で補助金の交付を受けた場合は、交付した補助金の全額を返還していただく場合があります。

